

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年1月18日開催 全国地方銀行協会／

令和5年1月19日開催 第二地方銀行協会]

1. 事業者支援について

- 資金繰り支援をはじめ、これまで各金融機関の大変な尽力に、改めて感謝申し上げます。
- 今も、コロナに加え、物価高騰への対応で、事業者のなかには厳しい状況に直面しているところも多いと認識している。また、今後は、債務が増大した事業者に対する事業再生や再チャレンジを支援する必要性も高まってくると考えられる。引き続き、事業者の実情に応じた支援に積極的に取り組んでいただきたい。
- また、経営者保証については、2022年12月、経済産業省・財務省と連名で、経営者保証改革プログラムを公表し、監督指針の改正とあわせて、金融機関の皆様へは「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について」という要請文を発出した。
- 具体的には、金融機関に対して
 - ・ 融資の際の保証徴求手続の厳格化や、
 - ・ 金融機関の意識改革を進める観点から「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を、経営トップを交えて検討・作成し、公表すること、を求めることにした。
- 改正後の監督指針は、2023年4月1日からの適用を予定しているので、各金融機関においては、それまでに、営業現場の第一線まで、趣旨・内容を浸透させて、一丸となって取り組んでいただきたい。

2. 経営改革について

- 地域金融機関の経営改革について、地域金融機関が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要である。
- こうした観点から、金融庁では、各地域金融機関と丁寧に対話を行い、経営改革に向けた取組みを支援しており、2022 年も経営統合など様々な動きが見られた。
- ただし、例えば、日本銀行による特別付利制度は 2023 年 3 月に期限を迎える。また、預金保険機構による資金交付制度は残り約 3 年となるなど、いくつかの施策の期限が迫っている。こうした点も踏まえ、これまで以上に時間軸を意識して、必要な改革を着実に進めていただきたい。
- また、経営改革を支えるのは、各金融機関の人的基盤、そして株主や取締役会によるガバナンスであると考えている。
- まず、金融機関が持続的な価値創造のための人的基盤を構築していくためには、人的資本への投資が不可欠である。地方銀行の中には、既にベースアップの方針を表明したところもあると承知している。岸田総理は年始の挨拶で、経済界に「インフレ率を超える賃上げの実現」を要請している。各金融機関においても、是非、賃上げを含めた人的投資について、検討いただきたい。
- また、株主や取締役会によるガバナンスについては、現在、各層の役職員との対話を開始したところ。その際、例えば、
 - ・ 取締役会の構成が、経営戦略の議論を深め、経営改革を進める上で、適切なものになっているか、特に適切な社外取締役を選任しているか、
 - ・ また、社外取締役も含めた取締役間で活発に意見交換ができる環境・関係づくりを進めているか、あるいは、社外取締役の意見を経営戦略に反映させるための取組みがなされているか、

といった点は重要である。引き続き、各金融機関とはこうした観点も含めて丁寧に対話を進めていきたい。

3. リテールビジネスのあり方について

- リテールビジネスのあり方について、「新しい資本主義」の実現に向けて、2022年11月に「資産所得倍増プラン」を策定し、昨年末の税制改正ではNISAの恒久化や抜本的な拡充が盛り込まれた。中間層を中心に貯蓄から投資への資金の流れを着実に実現していくためには、金融機関における「顧客本位の業務運営」の実践が、不可欠だと考えている。
- 足元、各金融機関とは、仕組債の問題を起点とした対話を行っているが、リスク・リターンの検証や適合性の観点からの販売顧客層の検討などが不十分な銀行が相当数あると考えている。
一方で、「顧客本位の業務運営」の実践に向けて、真摯に向き合っている金融機関も増えてきていると感じている。
具体的には、投資信託・保険・仕組債などのリスク性金融商品すべてについて、どのような顧客層に合う金融商品かといった位置付けを、行内を挙げてゼロベースで検討・議論している事例、あるいは「顧客本位の業務運営」の実践に向けて、原点となる「概念・考え方」、や「実践事例集」を策定した上で、経営陣が行員に対し、短期的な収益にこだわらない顧客起点の提案を徹底させている事例などもある。
- 地方銀行は、資産所得倍増プランの実行に当たって、家計との接点を担う重要な立場にある。国民が安心して資産形成を行うことができるよう、経営トップの強いリーダーシップを期待している。

4. 2023年の主要な国際動向について

- 日本は、2023年1月より、G7議長国を務めており、5月11日～13日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19日～21日に広島で首脳会合が開催される予定。
- G7各国と緊密に連携し、金融機関の意見も踏まえながら、議論を進めて参りたい。

5. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 金融庁では、2018年にマネロンガイドラインを公表し、金融機関に求められるマネロン対策等をより明確化するとともに、2021年から3年間の猶予期間を設け、全ての金融機関に対し、2024年3月までにガイドラインで求められる態勢の整備を完了するよう要請している。
- これまでの検査・監督においては、達成率が高い金融機関では経営陣がマネロン対策等を経営課題として主体的に行動してきたことが確認されており、金融庁としては、各金融機関の経営陣の姿勢を注視している。
- 態勢整備期限まで残すところ1年余りとなっており、経営陣においては、「他人事ではなく、我が事」として、自行/自社の態勢整備状況とマネロンガイドラインで求められる事項とのギャップを正確に把握し、組織を挙げて、必ず2024年3月までに態勢整備が完了するよう、早急に作業を進めていただきたい。

6. マネロン対策等のシステム共同化について

- マネロン対策等のシステム共同化については、全国銀行協会を中心に、共同機関設立の準備が進められており、改めて尽力に感謝申し上げます。
- 先般、全国銀行協会において実施した利用意向の確認では、非常に多くの会員行から共同機関を利用する意向が示されたと聞いている。金融庁としても、本取組を通じて、銀行業界全体のマネロン対策等の高度化が図られることを期待している。
- また、金融庁では、令和4年度補正予算で措置された「AIを活用したマネー・ローンダリング対策高度化推進事業」による補助金の公募を先日（1月16日）開始したところ。こうした予算措置も活用しつつ、我が国金融業界のマネロン対策等の高度化・共同化の取組を積極的に支援してまいりたい。

7. 金融商品販売に関する銀証連携のあり方等について

- 2022年12月初旬に地域銀行及び地銀系証券会社に依頼した「金融商品の販売・管理態勢等に関する定量・定性アンケート調査」の結果については、改めて還元させていただく。調査への協力について、御礼申し上げる。
- また、2022年10月以降、多くの地域銀行に対して、仕組債を含むリスク性金融商品の販売・管理態勢等に関する検証・対話を実施しているが、その中で、銀証連携に関する課題も見られた。
- 例えば、グループに証券会社を保有する地域銀行は、中期経営計画等において、「グループ一体で顧客の資産運用支援を行っていく」旨を掲げている先が多いと認識しているが、銀行から証券会社への紹介顧客が購入した金融商品やその損益状況について、銀行での把握が不十分な先が相応に見られた。

また、先程申し上げた顧客の運用状況を共有するために必要となる取組みが、直近まで不十分な先もあった。

こうした事例は、グループ証券会社のみならず、大手証券会社等と提携する銀行でも見られる。

- 各銀行・証券会社が自社の取組方針で掲げる「顧客の最善の利益」を追求するためには、銀行・証券会社間で適切な役割分担を行うとともに、適切な情報連携の下で、双方が顧客視点での資産運用を提案していくことが重要である。
- 足元で仕組債の販売を停止・縮小したことや市況等の影響により、グループ証券会社の収益が減少する先もあると考えられるが、顧客本位の業務運営を実践する観点から、証券会社を含めて銀行グループ全体の持続可能なビジネスモデルの構築を改めて検討・議論していただきたい。

8. オペレーショナル・レジリエンスに関するディスカッション・ペーパーについて

- 金融庁において、2022年12月16日に「オペレーショナル・レジリエン

ス確保に向けた基本的な考え方」(案)を公表し、2月16日まで意見募集(パブリックコメント)を実施している。

- オペレーショナル・レジリエンス(業務の強靱性・復旧力。以下、オペレジ)とは、想定外の事象が生じた場合であっても、金融機関が重要な業務を最低限維持すべき水準において提供し続ける能力のことである。国際的には数年前から議論されてきているが、昨今の感染症の拡大やサイバー攻撃、自然災害やシステム障害といった事象により、こうした能力の確保に向けた検討の重要性がより明らかになっている。
- オペレジを実効性のある形で確保するためには、組織横断的な観点から、利用者目線も含めて検討し、業務継続に必要な経営資源(ヒト・モノ・カネ)を配置し、それを検証することが必要となる。そうした一連のプロセスにおいて経営陣による主体的な関与とコミットメントが不可欠になる。
- オペレジに係る実務や手法は発展途上にあり、国際的な議論も継続中であることから、金融庁としては、今後、各金融機関が抱える問題意識や悩み、対応状況、当局への期待などについて、率直な意見交換ができればと考えている。また、そうした意見交換を通じて、継続的に、課題の共有・設定や当局対応のあり方の検討を行っていききたい。

9. 市場変動への対応について

- 2022年の金融市場は、国内外の金利や株価を始め、不安定な動きが見られ、多くの金融機関では、保有する有価証券の評価損が大きく拡大していると承知。
- また、国内金利の変動は、有価証券の評価損益以外にも、有価証券の利息配当金や貸出金利息、取引先・顧客の業況変化など、多岐にわたる影響が考えられるため、金融庁としては各行のリスク管理態勢や対応方針などについて、一層高い関心をもって注視している。
- 経営トップにおいては、国内外の金融市場が刻々と変化する中で、より一層リスク感度を高めていただきつつ、
 - ・ 自行の市場見通しに、足元の状況を適切に反映しているか、

- ・ 短期・中長期の両面から、想定される市場変動が貸出も含めた自行の収益やビジネスモデルにどのような影響を及ぼすか

等を確認いただき、大きな市場変動に際しては、リーダーシップを発揮して、自身が必要と考える対応を迅速・的確に行っていただきたい。

10. Regional Banking Summit の開催について

- 2022 年に引き続き、多様なバックグラウンドを持つ方々が地域金融に係る様々なテーマについて議論する「Regional Banking Summit」を日経新聞社が主催する「地方創生フォーラム」と合同で開催する。
- 一部の地域金融機関にも、合計 12 のパネルディスカッションに参加いただくことになっており、その模様を、2月20日に日経チャンネルにてオンラインで配信予定。
- 今回のパネルでは、地域活性化、金融教育、貧困対策、スタートアップ、組織活性化といった幅広いテーマを取り上げることとしており、是非ともご視聴いただきたい。

11. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 地域金融機関の人材仲介機能の一層の高度化に向け、金融庁が取り組んでいる「地域企業経営人材マッチング促進事業」において、一部の金融機関では、REVICareer へ求人票を多数登録いただくなど積極的に活用いただいております。既に給付金の支給対象となる事例を含め、成約案件も複数出てきている。
- こうした中、周知・広報の一環として、都市部の大企業人材を念頭に、地域企業で働くことの意義ややりがい等への理解を深めていただくためのイベントを開催し、2月11日よりオンラインにて配信予定。
- また、内閣府が実施している「先導的人材マッチング事業」では、2月から、特に重点を置いているスタートアップ人材や大企業人材等のマッチングについては補助金上限額が引き上げられることとなった。REVICareer を

活用した大企業人材のマッチングも、この補助金上限額の引き上げの対象となる。

- 引き続き、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応じていくにあたり、REVICareer の活用も検討いただきたい。

12. 「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」の公表について

- カーボン・クレジットの取扱いに当たっては、金融機関は、各業法における業務範囲規制の下、「算定割当量その他これに類似するもの」について取り扱うことができることとされている。また、「その他これに類似するもの」への該当性については、2008年のパブリック・コメントにおいて、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断するとされている。
- こうした中、近年では、民間主導のカーボン・クレジットが主流となってきており、金融庁としては、金融機関がこうしたカーボン・クレジットを積極的に取り扱えるよう、金融機関自らが、「その他これに類似するもの」に該当するか否かを明確に判断できるようにすることが重要と考えている。
- このため、金融庁では、2022年12月26日に「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」を取りまとめ、公表した。本Q & Aは、
 - ・ 政府主導のカーボン・クレジットのうち、J-クレジット、JCMクレジットが「その他これに類似するもの」に該当することのほか、
 - ・ 民間主導のカーボン・クレジットであっても、帰属の明確性に加えて、一定の審査・検証能力を有した機関が所定のカーボン・クレジットの発行プロセスに関与している場合には、「その他これに類似するもの」に該当すると判断しても差し支えないことを明確化したものである。
- 各金融機関においては、今後カーボン・クレジットを取り扱おうとする場合には、本Q & Aを参考にするとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、一層の取組を進めていただきたい。

13. 復興庁令和4年度版「産業復興事例集」の公開

- 復興庁が、2023年1月6日に、被災3県（岩手・宮城・福島）における事業者の経営上の優れた取組を30事例紹介する、令和4年度版の「産業復興事例集」を公表した。
- これは復興庁が平成24年度から毎年度発行しているものであり、紹介事例が様々な課題を抱える被災地内外の事業者の参考となるとともに、掲載企業への認知や商談の増加にもつながることが期待されている。
- 本事例集はWeb形式で公表されており、以下のURLまたはQRコードからご覧いただけるので、各金融機関におかれては、役職員の方々に本事例集を共有していただき、事業者支援に活用していただければ幸いです。

復興庁ウェブサイト：

<https://www.reconstruction.go.jp/jireishuu/>

QRコード：



14. 『業種別支援の着眼点』（試行版）の公表について

- 2022年4月より、地域金融機関等の現場職員が経営改善支援を行う際の初動対応の着眼点を、支援対象の業種別に取りまとめる委託事業を実施している。
- 2022年12月15日、事業委託先において、5業種（建設、飲食、小売、卸売、運送）の『業種別支援の着眼点』の試行版が公表された。
- 行内勉強会等での活用など、現場職員の事業者支援能力の向上に役立てていただきたい。

15. 人的資本・人材育成に関するアンケート調査について

- 持続的な価値創造を支える基盤である人的資本に関して、各地域銀行の人員構成や、採用、人材育成、ダイバーシティ・職場環境の状況等をお伺いするアンケート調査を実施している。実施事務に関し、協会からも協力をいただき、感謝申し上げます。
- 調査結果は、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」などを通じて還元し、各行において人的資本に関する今後の取組みを検討する際に役立つ情報の提供等につなげていく。
- 回答作成にあたって現場にご負担をおかけするが、本アンケートの趣旨・目的に理解を賜り、各行の協力をお願いしたい。

16. 「銀行の引当開示の状況」の公表について

- 銀行の引当方法の多様化が進む中、その情報開示のあり方については、2022年3月に、全国銀行協会等を交えて行った議論の成果を「銀行の引当開示の充実に向けて」として公表した。
- その後の開示状況に関して、今般、2022年3月期の有価証券報告書を基に、開示に進展が見られた事例等を取りまとめ、2022年12月16日に「銀行の引当開示の状況」として公表した。
- 本資料に掲載した事例等も参考に、引き続き、各行の実態に即した引当方法の開示の充実を図っていただきたい。

17. 令和5年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和5（2023）年度税制改正要望においては、NISAの抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2022年12月16日に公表された与党税制改正大綱においては、まず、NISAを抜本的に拡充し、制度を恒久化することが盛り込まれた。具体的には、

- ・ NISA を一本化して、つみたて NISA を引き継ぐつみたて投資枠と、一般 NISA を引き継ぐ成長投資枠を設け、両者を併用可能とした上で、
 - ・ 年間の投資額の上限をそれぞれ 120 万円と 240 万円に拡大することが盛り込まれている。合計で年間最大 360 万円まで投資できることになり、英国の ISA を上回る水準となる見込み。
- また、全体で 1,800 万円の非課税保有限度額（成長投資枠の非課税保有限度額は、その内数の 1,200 万円）を設けた上で、金融商品から得た利益が非課税となる期間を無期限とすることも盛り込まれている。
- この抜本的拡充後の新しい NISA は 2024 年 1 月から施行予定であるが、2023 年末までに現行の一般 NISA 及びつみたて NISA 制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されることとされている。現行制度の投資分を新制度に移管する必要等がなくなるため、金融機関にとってもシステム負担が軽くなると考えられる。円滑な制度施行に向けて、各金融機関の協力をよろしくお願いしたい。
- なお、「資産所得倍増プラン」においては、今後 5 年間で、NISA の総口座数を、現在の 1,700 万から 3,400 万に倍増し、NISA の買付額についても、現在の 28 兆円から 56 兆円に倍増することを目指すこととしている。
- また、家計の安定的な資産形成の実現のためには、NISA の抜本的拡充・恒久化だけでなく、
- ・ 金融経済教育の充実や、
 - ・ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確保、
- も重要であり、この点についても各金融機関の協力は不可欠であると考えているので、よろしくお願いしたい。
- 今回の NISA 制度改正は抜本的な拡充であり、世の中の関心も高まっている。家計の安定的な資産形成を更に大きく前進させるためには、政府の取り組みだけではなく、利用者と日頃から接している金融機関の対応や協力が非常に重要である。日本の金融市場と金融セクターの発展のために是非、協力をお願いしたい。

- このほか、与党税制改正大綱においては、
 - ・ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長（3年）や、
 - ・ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長（2年）、
 - ・ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の延長（3年）
 - ・ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限の延長（3年）
 - ・ インフラファンドに係る税制優遇措置の延長（3年）
- など、金融庁関係の他の重要要望項目も措置されることとなった。
今後、これらの効果ある実施が重要であり、是非、協力をお願いしたい。
- また、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されており、今後、実現に向けて、必要な取組みを行っていききたい。
 - 全体として、今般の与党税制改正大綱は、金融庁の要望内容の多くが盛り込まれた、画期的な大綱となったと考えている。税制改正要望プロセスにおいては、各金融機関から様々な支援をいただき、この場をお借りして感謝申しあげたい。

18. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後10年間で官民合わせて150兆円の投資が必要と試算されている。
- このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計5回にわたって議論を行い、2022年12月13日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。

- 施策パッケージには、
 - ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
 - ② 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、
 - ③ GX投資促進等にむけた市場環境の整備、
 - ④ GXを実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策、といった内容を盛り込んでいる。
- 特に、金融機関・投資家が多排出企業のトランジション活動を支援し融資を行う場合に「ファイナンスド・エミッション」が一時的に増加してしまうという課題については、金融庁、経済産業省、環境省の3省庁共催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の下にワーキング・グループを設置して、考え方や国際発信の方法等を整理していく予定。また、金融庁では、2022年10月に立ち上げた「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を引き続き開催し、2023年6月までに金融機関と企業の対話のためのガイダンスを策定する予定。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。
- また、GXを含む企業のESGに関する取組みを評価するESG評価機関等については、その評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっている。こうした課題を克服するため、金融庁は、2022年12月15日、「ESG評価機関・データ提供機関に係る行動規範」を最終化。2023年半ば頃に行動規範を受け入れる機関の状況を公表することを目指している。
- ESG評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、ESG評価・データ提供機関と評価の対象となる企業や投資家とのコミュニケーションが重要であるとの観点から、行動規範では投資家におけるESG評価の活用方法の開示等企業や投資家への提言もあわせて公表しており、各金融機関においても参照いただければ幸い。
- さらに、ESGに関するデータの中でも、特に気候変動関連データの提供・利活用の重要性が高まっており、データの提供側と利活用側が、互いの二

ーズや課題等について、双方向で情報・意見交換を行うことが重要。このため、金融庁、文部科学省、国土交通省、環境省は、産業界・金融界をメンバーとする「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置し、2022年12月22日に初回会合を開催した。今後、必要な対応の方向性等について議論を行っていく予定であり、金融機関におかれても、気候変動開示等にあたりデータを利活用するうえで参考にさせていただきたい。

- 今後、金融庁としては、先ほど述べた4つの柱の実現について、関係省庁と連携しつつ、具体的な政策をつめていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していただくことが重要である。その点で、金融機関との対話がますます重要となると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

(以 上)